

# 大規模小売店舗立地法の手続きの手引き

令和 3 年 12 月

江 田 島 市

この手引きは、平成 23 年度から大規模小売店舗立地法に関する事務が広島県から江田島市に移譲されたことに伴い、江田島市内において大規模小売店舗を設置したり、または大規模小売店舗の施設の配置や運営方法などを変更しようとする際に必要となる大規模小売店舗立地法（大規模小売店舗立地法施工令、大規模小売店舗立地法施行規則を含みます。）及び江田島市大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱に基づく手続きについてまとめたものです。

大規模小売店舗に関する各種手続きを行う際には、この手引きを参照いただくか、手続きが円滑に行われるためにも、江田島市産業部交流観光課へお早めに御相談ください。

#### 【大規模小売店舗：店舗面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える小売業を行うための店舗】

〈手引きの使用にあたって〉

■ この手引きで用いる略称は次のとおりです。

- ・ 法       — 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）
- ・ 令       — 大規模小売店舗立地法施工令（平成 10 年政令第 327 号）
- ・ 規則     — 大規模小売店舗立地法施行規則（平成 17 年経済産業省令第 14 号）
- ・ 指針     — 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年経済産業省告示第 16 号）
- ・ 要綱     — 江田島市大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱
- ・ 大店法   — 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和 48 年法律第 109 号）

■ この手引きでいう「大型店」とは、法でいう「大規模小売店舗」を指します。

■ 法や規則、要綱などの記載箇所については[    ]内で示していますので、条文を参照する際の参考にしてください。

大規模小売店舗立地法の手続きに関するお問合せは

江田島市産業部交流観光課

〒737-2297 江田島市大柿町大原 505

電 話 0823-43-1632

F A X 0823-57-4432

メール shoukou@city.etajima.hiroshima.jp

《目次》

|                                            |     |
|--------------------------------------------|-----|
| 1 大規模小売店舗立地法の概要                            | P1  |
| (1) 運用方法                                   | P1  |
| (2) 法の施行日                                  | P1  |
| (3) 届出が必要な事由                               | P1  |
| 2 大規模小売店舗立地法の手続きを行うにあたっての注意事項              | P3  |
| (1) 江田島市が行う公告について                          | P3  |
| (2) 届出書等の縦覧について                            | P3  |
| (3) 周辺市町について                               | P3  |
| (4) 法で使用する用語の定義                            | P4  |
| (5) 特例区域について                               | P6  |
| 3 大規模小売店舗の新設の手続きを行うとき                      | P8  |
| 手続きの流れ                                     | P8  |
| (1) 事前相談                                   | P9  |
| (2) 大規模小売店舗届出書                             | P9  |
| (3) 説明会の開催                                 | P11 |
| (4) 住民等の意見                                 | P12 |
| (5) 江田島市の意見／意見を有しない旨の通知                    | P12 |
| (6) 変更の届出／添付書類等変更の届出／届出事項を変更しない旨の通知        | P12 |
| (7) 江田島市の勧告／勧告しない旨の通知                      | P14 |
| (8) 公表／公表しない旨の通知                           | P15 |
| 4 法第6条第1項の規定に基づく変更の手続きを行うとき                | P16 |
| (1) 変更届出書                                  | P16 |
| (2) 住民等意見                                  | P16 |
| 5 法第6条第2項・法附則第5条第1項（第3項）の規定に基づく変更の手続きを行うとき | P16 |
| 手続きの流れ                                     | P17 |
| (1) 事前相談                                   | P17 |
| (2) 変更届出書（大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書）         | P18 |
| (3) 説明会の開催                                 | P21 |
| (4) 住民等の意見                                 | P22 |
| (5) 江田島市の意見／意見を有しない旨の通知                    | P22 |
| (6) 変更の届出／添付書類等変更の届出／届出事項を変更しない旨の通知        | P23 |
| (7) 江田島市の勧告／勧告しない旨の通知                      | P24 |
| (8) 変更の届出／添付書類等変更の届出                       | P24 |
| (9) 公表／公表しない旨の通知                           | P25 |
| (10) 軽微な変更／説明会を掲示により代えることができる変更について        | P26 |
| (11) 大店法に基づいて開店している（開店予定の）大型店の手続きについて      | P28 |
| 6 その他の手続き（大規模小売店舗の廃止・承継）を行うとき              | P30 |
| (1) 大規模小売店舗の廃止の手続き                         | P30 |
| (2) 承継の手続き                                 | P30 |

## 1 大規模小売店舗立地法の概要

---

大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の維持のため、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保するため、「大規模小売店舗立地法」が制定され、平成12年6月1日に施行されました。

この法律では、店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗の新設などをしようとする者は、店舗面積、新設をする日、店舗の施設の配置、またその運営方法などについて届け出ることが必要となります。

なお、法の運用主体は、新設などの届出をした者に対し、周辺の生活環境の保持等の見地から意見を言い、この意見に対する対応策を求め、その対応策の内容によっては、勧告及び公表を行うことがあります。

### (1) 運用方法

#### ① 法の運用主体

都道府県（※江田島市では、平成23年9月1日から事務権限を広島県から移譲され、法の運用を行っています。）又は政令指定都市

#### ② 届出対象

店舗面積が1,000㎡を超える大型店

#### ③ 大型店が配慮すべき事項

- 駐車需要の充足その他による周辺の地域住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のため配慮すべき事項（交通渋滞、駐車・駐輪、交通安全など）
- 騒音の発生その他による周辺の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項（騒音、廃棄物等）

### (2) 法の施行日

平成12年6月1日

### (3) 届出が必要な事由

- 店舗面積1,000㎡を超える大型店の新設

#### 【届出事項】

- ア 大規模小売店舗の名称及び所在地
- イ 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ウ 大規模小売店舗の新設をする日
- エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - a 駐車場の位置及び収容台数
  - b 駐輪場の位置及び収容台数
  - c 荷さばき施設の位置及び面積
  - d 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - a 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - b 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- c 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- d 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

○ 上記の届出事項の変更（一時的なもの、周辺の環境に与える影響を増大させるものでないものについては届出が不要。）

## 2 大規模小売店舗立地法の手続きを行うにあたっての注意事項

### (1) 江田島市が行う公告について

[要綱 5]

江田島市が行う公告については次のとおりです。

- ・ 届出事項の概要の公告 [法 5-3] [法 8-6] [法 8-8]
- ・ 大型店廃止の届出の公告 [法 6-6]
- ・ 住民等の意見概要の公告 [法 8-3]
- ・ 江田島市の意見の概要の公告 [法 8-6]
- ・ 江田島市の意見を有しない旨の公告 [要綱 18-2]
- ・ 江田島市の勧告の公告 [法 9-3]
- ・ 江田島市の意見及び勧告に対する添付書類事項等のみの変更の届出及び変更しない旨の通知の公告 [要綱 22, 28]

これらの公告は、江田島市役所の掲示板に掲示することにより行います。併せて江田島市のホームページにも掲載します。

### (2) 届出書等の縦覧について

[要綱 6]

法等の規定による縦覧を行う場所は、次のとおりです。

江田島市産業部交流観光課

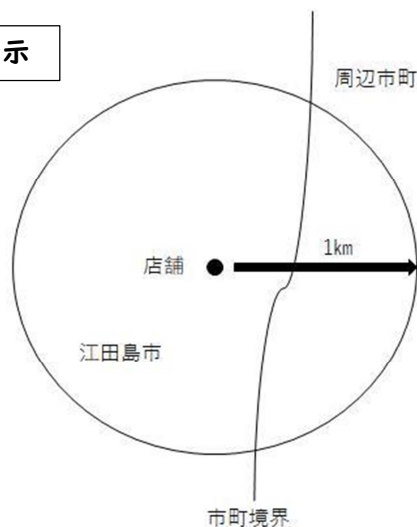
- 縦覧場所や期間については、江田島市役所の掲示板に掲示します。併せて江田島市のホームページにも掲載します。
- 縦覧対象は、届出書、添付書類、指針記載事項等についての説明書等の提出された書類です。

### (3) 周辺市町について

「大規模小売店舗の所在地の敷地境界から 1 キロメートル以内に区域を有する市町」を「周辺市町」と定義しています。

- 周辺市町とは、大型店が周辺の環境に与える影響が江田島市以外の地域にも及ぶと考えられる場合、当該地域についても、生活環境への配慮が必要となるため、当該地域が属する市町へも周知する等規定する箇所があり、定義したものです。

周辺市町の図示



#### (4) 法で使用する用語の定義

##### ① 小売業

標準産業分類に定める小売業をいい、飲食業を除き、物品加工修理業（洋服のイージャーオーダー、ワイシャツの委託加工等）を含めます。

##### ② 小売業を行う

物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものを行います。営利目的を持って行うか否かを問わないため、旧法で届出不要であった農協や生協の店舗も法では届出の対象となります。

非恒常的に店舗を開設する場合は、年間 60 日以内であれば小売業を行う店舗になりません。

##### ③ 小売業を行うための店舗

その場所に客を来集させて小売業を行うための用に供される建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものを行います。）を行います。

##### ④ 店舗面積

小売業を行うための店舗に供される床面積をいい、店舗面積に含む範囲及び含まない範囲については、別表（P5）に記載しているとおりです。

##### ⑤ 床面積

建築基準法の用語によることとし、建築物の各階又はその一部を壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とします。

##### ⑥ 一の建物であってその建物内の店舗面積の合計が 1,000 ㎡を超える店舗をいいます。

##### ⑦ 一の建物

○ 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）とします。

（注）「公共の用に供され」

- ・ 買物客以外の通行人が相当数を占める
- ・ 周辺の商店の営業時間以外（開店時刻以前又は閉店時刻以降）も通行可能である
- ・ その他管理権の所在、利用形態、建設目的等から総合的に判断する

○ 道路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物

（注）地上の建物と地下街が接続している場合については、原則として次のとおりとします。

- ・ 地上の建物の下にある地下部分は一体として扱う。
- ・ 上記の地下部分からさらに地下街に直接つながっている場合には、原則として別個の建物としますが、建物の構造、営業主、営業方法等からみて機能的に同一と認められるものは、一の建物として扱います。

○ 一の建物とその附属建物をあわせたもの

（注）附属建物とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に、営業主、建物の構造、商品構成、顧客の通路等からみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であるか否かを問いません。

○ 大型店の設置

新しい建物を建設して店舗面積が 1,000 ㎡を超える場合又は既存の建物を増築し

て、その店舗面積を増加し、1,000 m<sup>2</sup>を超える場合及び既存の建物は何ら増築しなくとも、その全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が1,000 m<sup>2</sup>を超える場合をいいます。

○ 届出者

新設、変更の届出をする者は建物設置者（建物の所有者）とします。

【別表】

1 店舗面積に含む部分

| 部分名                                          | 定 義                                                                                                                               |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 売場                                       | 直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。<br>ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。        |
| (2) ショーウィンド                                  | ショーウィンドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドは、店舗面積に含まない。                                                                          |
| (3) ショールーム等                                  | ショールーム、モデルルーム等の商品展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。                                                                                       |
| (4) サービス施設                                   | 手荷物一時預り所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。                                                                          |
| (5) 物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接提供する部分（注）1 | カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。 |

2 店舗面積に含まない部分

| 部分名         | 定 義                                                                                                                                                                           |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 階段      | 上り階段及び下り階段ともに最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。 |
| (2) エスカレーター | エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。<br>また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。                              |
| (3) エレベーター  | エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。                                                                     |



|                 |                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (4) 売場間通路及び連絡通路 | 壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の業務通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積には含まない。 |
| (5) 文化催場        | 展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。                                                                                                                                            |
| (6) 休憩室         | 客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。                                                                                                                                                |
| (7) 公衆電話室       | 公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。                                                                                                                                                                |
| (8) 便所          | 便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積には含まない。                                                                                                                                                      |
| (9) 外商事務室等      | 外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。                                                                                                                                               |
| (10) 事務室・荷扱い所   | 事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含まない。                                                                                                                                |
| (11) 食堂         | 食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。                                                                                                                                                                                |
| (12) 塔屋（注２）     | エレベーター室、階段室、物見塔、広告等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。                                                                                                                            |
| (13) 屋上         | 塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。                                                                                                                                               |
| (14) はね出し下・軒下等  | 建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。                                                                                     |

(注) 1 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等を固定したものとする。

2 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第２条第１項第８号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の１/８を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第２条第１項第２号の規定による「建築物（地階で地盤面上１メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これに類するもので当該中心線から水平距離１メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離１メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

#### (5) 特例区域について

改正中心市街地活性化法（以下「中活法」という。）の規定により、広島県が県内市町と協議して指定する次の２地域では、大規模小売店舗立地法上の届出手続きが免除又は

大幅に緩和されます。

|                       |                                                                         |                                                                                                                                          |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特例区域                  | 第一種大規模小売店舗立地法特例区域                                                       | 第二種大規模小売店舗立地法特例区域                                                                                                                        |
| 根拠法                   | 中活法第 36 条                                                               | 中活法第 55 条                                                                                                                                |
| 対象区域                  | 認定中心市街地の区域の全部又は一部<br>※（中活法第 16 条に規定する認定中心市街地）                           | 中心市街地の区域の全部又は一部<br>※（中活法第 2 条に規定する要件を全て満たす中心市街地）                                                                                         |
| 大店立地法<br>の手續（緩和される手續） | 原則すべて不要（廃止届は必要）<br>〔 ①新設届出及び変更届出に係るすべての手續きが不要<br>②承継届出が不要<br>③報告の聴取が不要〕 | 設置者による新設及び変更の届出から説明会の開催まで必要<br>〔 ①新設届出及び変更届出に係る 8 カ月制限、住民等の意見聴取、市意見等の手續きが不要<br>②施設の配置及び運営方法に関する事項の添付書類の提出が不要（必要な添付書類：法人登記簿、販売品目、建物図面のみ）〕 |

（注）中活法第 16 条に規定する認定中心市街地の要件

- 1 内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に定められた中心市街地

（注）中活法第 2 条に規定する中心市街地の要件

- 1 街地に商業・都市機能が集積し、市町村の中心的役割を果たしている。（集積要件）
- 2 市街地の土地利用及び商業の状況等から機能的に都市活動の確保又は経済活動の維持に支障を生じ、又は生ずる恐れがある。（趨勢要件）
- 3 市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に増進することで市町村や周辺地域の発展が見込まれる。（広域効果要件）

○ 改正中心市街地活性化法に係る詳細については、広島県商工労働部産業振興部経営革新課へお問い合わせください。

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

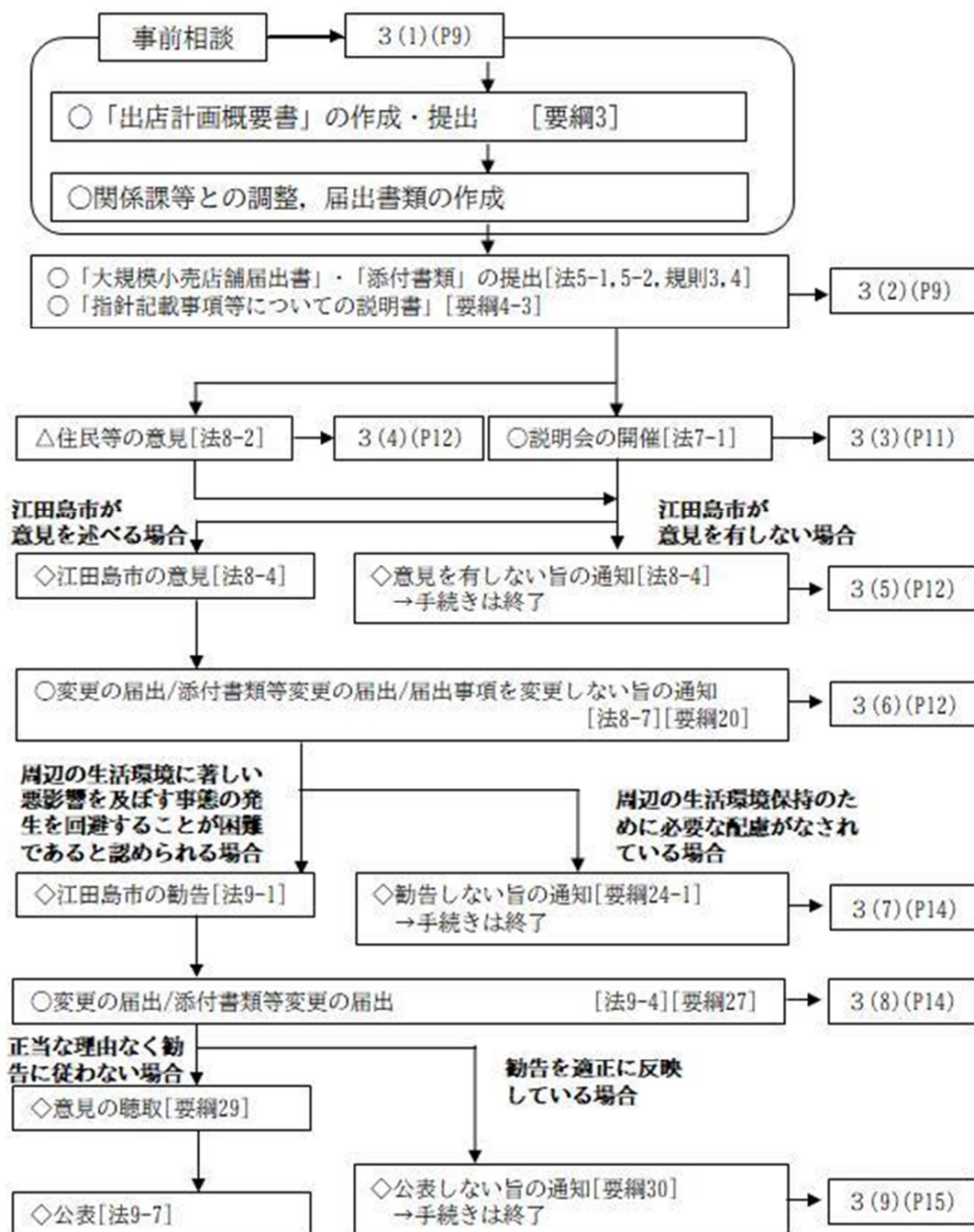
電 話 082-513-3328（ダイヤルイン）

FAX 082-222-5521

### 3 大規模小売店舗の新設の手続きを行うとき

(注) 増床や用途の変更などにより、店舗面積が1,000 m<sup>2</sup>を超える場合を含みます。

## 手続きの流れ



(注)○-大型店設置者が行う手続き／◇-江田島市が行う手続き／△-その他の手続き

## (1) 事前相談

法に基づく手続きが円滑に行われるよう、事前の相談・協議をお願いしています。

### ① 「出店計画概要書」の作成 [要綱 3]

大型店の出店計画について、その概要を把握するため、出店計画概要書（以下「概要書」という。）を作成してください。

概要書の各記載項目及び注意点については、様式集の「出店計画概要書及び変更計画概要書の作成について」を参照してください。

概要書は5部提出してください。

### ② 事前相談 [要綱 3]

概要書提出後は、届出手続きについて、提出書類等の確認をさせていただきます。また、必要に応じて、市関係課等において出店計画についての協議・調整をお願いしています。

これは、関係法令・条例等との整合性を図り、手続き途上での計画内容の変更（別途変更の届出・手続きが必要となることがあります。）を可能な限り避けるためのものです。

## (2) 大規模小売店舗届出書

### ① 届出書・添付書類 [法 5-1][法 5-2][規則 3・4][要綱 4]

#### ○ 届出書 [法 5-1][規則 3]

法及び規則に基づく「届出事項」とされている項目について、様式（規則様式第1）により届出書を作成してください。

#### 【届出事項】

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の位置及び収容台数
  - イ 駐輪場の位置及び収容台数
  - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
  - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

#### ○ 添付書類

法及び規則に基づく「添付書類」とされている項目について、規則第4条第1項第

1号から順にまとめ、添付書類を作成してください。

- 1 法人にあってはその登記事項証明書
- 2 主として販売する物品の種類
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- 12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

○ 提出部数

届出書・添付書類の提出部数は、20部（正本1部、写し19部）とします。

[要綱4-1]

○ 新設の制限

届出書提出後、原則8か月間は大型店の新設（開店）をすることができません。

[法5-4]

② 指針記載事項等についての説明書

[要綱4]

○ 指針記載事項等についての説明書

大型店の出店計画について、指針に基づく配慮事項等を把握するため「指針記載事項等についての説明書」（以下「説明書」という。）を提出してください。

○ 提出部数

説明書は、20部の提出をお願いしています。

※ 届出書・添付書類、説明書の各記載項目及び注意点については、様式集の「届出書・添付書類及び指針記載事項等についての説明書の作成について」を参照してください。

※ 届出書の提出後、公告（江田島市役所の掲示板に掲示することにより行います。併せ

て江田島市のホームページにも掲載します。) 及び 4 か月間の縦覧(場所: 交流観光課)を行います。

### (3) 説明会の開催

#### ① 説明会の開催方法

[法 7-1][規則 11-1]

大型店設置者は、届出書を提出した日から 2 か月以内に説明会を開催しなければなりません。

説明会の開催方法については、次のとおりです。

|      |                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会場   | 江田島市内で、店舗近辺の相当な人数を収容できる施設にて開催します。<br>(周辺市町がある場合、会場の選定にあたっては、周辺市町住民の参加の便も配慮してください。)       |
| 開催日数 | 原則 1 回の開催ですが、周辺にあたる影響が大きく相当数の方が説明会に参加することが必要と江田島市が認める場合は、3 回を限度として開催日数を指定します。<br>[要綱 10] |

なお、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、江田島市の意見を聞くことができます。  
[法 7-3]

#### ② 説明会開催の公告

[法 7-2][規則 12][要綱 12]

説明会の開催日の 1 週間前までに、説明会開催の公告を行う必要があります。

|      |                                                                                                                                                                                            |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 方法   | 当該大型店の立地場所から半径 1km 以内で購読され、かつ、時事に関する事項を掲載する当該区域内の概ね半数以上の世帯で購読されている 1 紙又は複数紙の主要な日刊新聞紙に開催の案内を掲載するか、又は、チラシを折り込むことにより行ってください。                                                                  |
| 公告内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該大型店の名称、所在地</li> <li>・ 当該大型店を設置する者、当該大型店において小売業を行う者の氏名又は名称、住所</li> <li>・ 当該大型店内の店舗面積の合計</li> <li>・ 開催日時、開催場所</li> <li>・ 説明会に関する問い合わせ先</li> </ul> |

#### ③ 「説明会実施状況報告書」の作成

[要綱 14]

説明会の開催後、説明会の開催状況をまとめた「説明会実施状況報告書」を作成し、市へ 5 部提出をお願いしています。

##### ○ 記載項目

[要綱様式 13 号]の各項目に従って実施状況を記載してください。

※ 参考までに余部があれば、説明会における配付資料を添付してください。

##### ○ 提出時期

説明会終了後、すみやかに(1 週間程度)提出してください。

④ 説明会が開催できないとき [法 7-4][規則 13][要綱 13][要綱 16]

規則第 13 条第 1 項に規定する事由により説明会を開催することができないときは、すみやかに市と協議を行ってください。

※ 別に「説明会開催不能申出書」「要綱別記様式第 10 号」を 4 部提出してください。

※ 周知が終了した場合は、「説明会に代わる周知状況報告書」「要綱様式第 17 号」を作成し、市へ提出をお願いしています。

(4) 住民等の意見

住民その他、大型店の周辺地域の生活環境保持のために大型店設置者が配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告の日から 4 か月以内に、江田島市に対して意見を述べるができます。 [法 8-2]

意見は、意見書[要綱様式第 19 号]を江田島市産業部交流観光課あてに持参又は郵送により提出することで行います。 [要綱 17]

述べられた意見は、その概要を公告し、公告の日から 1 か月間縦覧します。

[法 8-3]

(5) 江田島市の意見/意見を有しない旨の通知

江田島市は、届出書の提出から 8 か月以内に、提出された届出書・添付書類・説明書の内容をもとに、住民等の意見（3(4)）を考慮し、指針に照らし合わせて、江田島市の意見[法 8-4]の有無及び内容の決定をします。 [要綱 18]

① 江田島市の意見

江田島市が意見を述べる場合、大型店設置者に市の意見を通知します。 [要綱 18-1]

江田島市の意見は、概要を公告し、意見内容の縦覧（公告の日から 1 か月間）が行われます。 [法 8-6]

② 意見を有しない旨の通知

江田島市が意見を有しない場合、大型店設置者に意見を有しない旨の通知をします。

[要綱 18-1]

江田島市が意見を有しない旨を公告し、通知文の縦覧（公告の日から 1 か月間）が行われます。 [要綱 18-2]

※ 意見を有しない旨の通知を行った場合、その通知を持って法の手続きは終了し、大型店設置者は、「大規模小売店舗届出書」の提出の日から 8 か月以内であっても大型店を新設（開店）することができます。 [法 8-5]

(6) 変更の届出/添付書類等変更の届出/届出事項を変更しない旨の通知

江田島市の意見の通知を受けた場合、大型店設置者は、出店計画が指針の配慮事項を十分反映させたものか再度検討し、次の①、②いずれかの方法により届出・通知を行い

ます。

○ 提出部数

届出書・通知書・添付書類の提出部数は、20 部（正本 1 部，写し 19 部）とします。

[要綱 19]

○ 開店の制限

届出・通知後 2 か月間は大型店の新設をすることができません。

[法 8-9]

○ 変更に係る部分の説明資料

次の①及び②の届出を行う場合，当該変更内容に係る説明資料を届出に添付して，20 部提出してください。

[要綱 19-2，20]

① 変更の届出

[法 8-7]

再検討の結果，届出事項（[法 5-1][規則 3]に掲げる各項目）を変更する場合は，「届出事項変更届出書」[規則様式第 5]により届出書を作成し，提出してください。

また，届出事項の変更に伴い添付書類（[規則 4-1]に掲げる各項目）の記載内容が変更となる場合，変更に係る添付書類もあわせて提出してください。

[法 8-8]

※ 変更届出書の提出後、届出の概要を公告し，公告の日から 4 か月間縦覧します。

[法 8-8]

② 添付書類等変更の届出

再検討の結果，届出事項（[法 5-1][規則 3]に掲げる各項目）又は説明書（[要綱 4-3]）の記載内容のみを変更する場合は，「市の意見に対する添付書類等変更届」[要綱様式第 23 号]により変更の届出を作成し，変更後の当該添付書類を添えて提出してください。

[要綱 20]

※ 「市の意見に対する添付書類等変更届」の提出にあたっては，届出事項を変更しなくても，江田島市の意見の内容が十分反映できるかどうか，慎重に検討してください。

※ 添付書類等変更の届出は，届出事項の変更とならないため，法の上では，「届出事項を変更しない旨の通知」[法 8-7]の扱いとなります。

[要綱

21]

※ 届出の提出後，届出があった旨を公告し，公告の日から 4 か月間縦覧します。

[要綱 22]

③ 届出事項を変更しない旨の通知

[法 8-7][要綱 21]

再検討の結果，届出事項（[法 5-1][規則 3]に掲げる各項目）・添付書類（[規則 4-1]に掲げる各項目）及び説明書（[要綱 4-3]）の記載事項のいずれもの項目を変更しない場合は，「届出事項を変更しない旨の通知書」[要綱様式第 24 号]により届出事項を変更しない旨の通知を作成し，提出してください。

[要綱 21-1]

なお，通知書には，届出事項・添付書類・説明書の変更を行わなくとも当該大型店の周辺地域に著しい悪影響を及ぼさないことを証する資料を添付してください。

[要綱 21-2]

④ 提出部数



届出事項を変更しない旨の通知書及び添付資料は 20 部提出して下さい。

[要綱 21-3]

※ 「届出事項を変更しない旨の通知」の提出にあたっては、江田島市の意見の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

※ 通知の提出後、通知があった旨を公告し、公告の日から 4 か月間縦覧します。

[要綱 22]

#### (7) 江田島市の勧告/勧告しない旨の通知

江田島市は、3(6)の届出・通知のあった日から 2 か月以内に、提出された届出書・通知書・添付書類・説明書・変更内容に係る説明資料の内容をもとに、指針に照らし合わせて、江田島市の勧告[法 9-1]の有無及び内容の決定をします。

[要綱 24]

##### ① 江田島市の勧告

[法 9-1]

江田島市が勧告を行う場合、大型店設置者にその旨を通知します。

[要綱 24-1]

また、江田島市の勧告は、その内容を公告し、公告の日から 1 か月間縦覧します。

[法 9-3][要綱 25]

##### ② 勧告しない旨の通知

[要綱 24-1]

江田島市が勧告しない場合、大型店設置者にその旨を通知します。

勧告しない旨の通知を行った場合、その通知をもって法の手続きは終了し、大型店設置者は 3(6)の届出・通知を行った日から 2 か月経過後に大型店を新設（開店）することができます。

[法 8-9]

#### (8) 変更の届出/添付書類等変更の届出

江田島市の勧告の通知を受けた場合、大型店設置者は、出店計画が指針の配慮事項を十分反映させたものか再度検討し、次の①、②いずれかの方法により江田島市に対して必要な届出を行います。

##### ○ 提出部数

届出書・添付書類の提出部数は、20 部（正本 1 部、写し 19 部）とします。

[要綱 26]

##### ○ 届出の期限

大型店設置者は、江田島市から勧告の通知を受けた場合、勧告を行って日から 2 か月以内に①又は②の届出を行ってください。

2 か月を経過しても届出の無い場合は、江田島市の勧告に従う意思がないものとみなし、公表に向けた手続きに入ることになります。

[要綱 24-3]

##### ○ 変更に係る部分の説明資料の作成

①又は②の届出を行う場合、当該変更内容に係る説明資料を届出に添付して、20 部提出してください。

[要綱 26-2, 27-2]

##### ① 変更の届出

[法 9-4]

再検討の結果、届出事項（〔法 5-1〕〔規則 3〕に掲げる各項目）を変更する場合は、「届出事項変更届出書」〔規則様式第 6〕を作成し、提出してください。

また、届出事項の変更に伴い添付書類（〔規則 4-1〕に掲げる各項目）の記載内容が変更となる場合、変更に係る添付書類もあわせて提出してください。〔法 9-5〕

※ 変更届出書を提出後、届出の概要を公告し、公告の日から 4 か月間縦覧を行います。〔法 9-5〕

## ② 添付書類変更の届出

再検討の結果、届出事項（〔法 5-1〕〔規則 3〕に掲げる各項目）を変更せず、添付書類（〔規則 4-1〕に掲げる各項目）又は説明書（〔要綱 4-3〕）の記載内容のみを変更する場合は、「勧告に対する添付書類等変更届」〔要綱様式第 29 号〕を作成し、変更後の当該添付書類を添えて提出してください。

※ 「勧告に対する添付書類等変更届」の提出にあたっては、届出事項を変更しなくても、江田島市の勧告の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

※ 届出の提出後、届出があった旨を公告し、公告の日から 4 か月縦覧します。〔要綱 28〕

## (9) 公表/公表しない旨の通知

江田島市は、提出された 3(8)の届出書（添付書類等変更の届出書を含みます）・添付書類、説明書の内容をもとに、江田島市の勧告〔法 9-1〕を適正に反映しているかどうか審査を行い、公表の有無の決定をします。

### ① 公表しない旨の通知 〔要綱 30〕

3(8)の届出の内容が江田島市の勧告を適正に反映している場合等公表する必要がないと決定したときは、大型店設置者に公表しない旨を通知します。

公表しない旨の通知を行った場合、その通知をもって法の手続きは終了します。

### ② 公表 〔法 9-7〕

#### ○ 意見の聴取

3(8)の届出の内容が江田島市の勧告を適正に反映していない場合、又は 3(8)の届出を行わないなどにより江田島市の勧告に従わない場合、大型店設置者に対して書面により意見の聴取を行います。意見の聴取を行う旨の通知を受けたときにはすみやかに（回答期限を設けた場合は期限までに）回答してください。〔要綱 29〕

※ 大型店設置者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、大型店設置者が所在不明で意見聴取の通知ができないときは、意見聴取を行わないこともあります。

#### ○ 公表の決定

江田島市は、3(8)の届出の内容や意見聴取の結果をもとに、勧告に従わない旨の公表〔法 9-7〕の有無の決定をします。

江田島市による公表は、江田島市役所の掲示板に掲示することにより行います。併せて江田島市のホームページにも掲載します。〔要綱 31-1〕

江田島市が公表を行った場合、大型店設置者へ公表を行った旨を通知します。

#### 4 法第6条第1項の規定に基づく変更の手続きを行うとき

※ 「大型店の名称・所在地（住居表示変更等によるもの）」

「大型店の設置者・小売業者の名称，住所，代表者氏名（法人の場合）」の変更が該当します。

##### (1) 変更届出書

変更した事項について[規則様式第2]により届出書を作成してください。

概要書及び説明書を提出していただく必要はありません。

○ 提出部数

[要綱 7]

届出書の提出部数は，4部（正本1部，写し3部）

○ 届出の期限

変更があった場合，遅滞なく届出を行ってください。

○ 添付書類

必要に応じて「ア法人にあってはその登記事項証明書イ主として販売する物品の種類」を添付してください。

※ 届出の提出後，概要を公告し，公告の日から4か月間縦覧します。

[法 6-3]

##### (2) 住民等の意見

住民その他，大型店の周辺地域の生活環境保持のために大型店設置者が配慮すべき事項について意見を有する者は，届出の公告の日から4か月以内に，江田島市に対して意見を述べるすることができます。

[法 8-2]

意見は，意見書[要綱様式第19号]を江田島市産業部交流観光課あてに持参又は郵送により提出することで行います。

[要綱 17]

述べられた意見は，その概要を公告し，公告の日から1か月縦覧します。

[法 8-3]

※ 意見概要の公告・意見書の縦覧を持って手続きは終了します。

#### 5 法第6条第2項・法附則第5条第1項(第3項)の規定に基づく変更の手続きを行うとき

※ 「大型店の新設をする日」

「大型店内の店舗面積の合計」

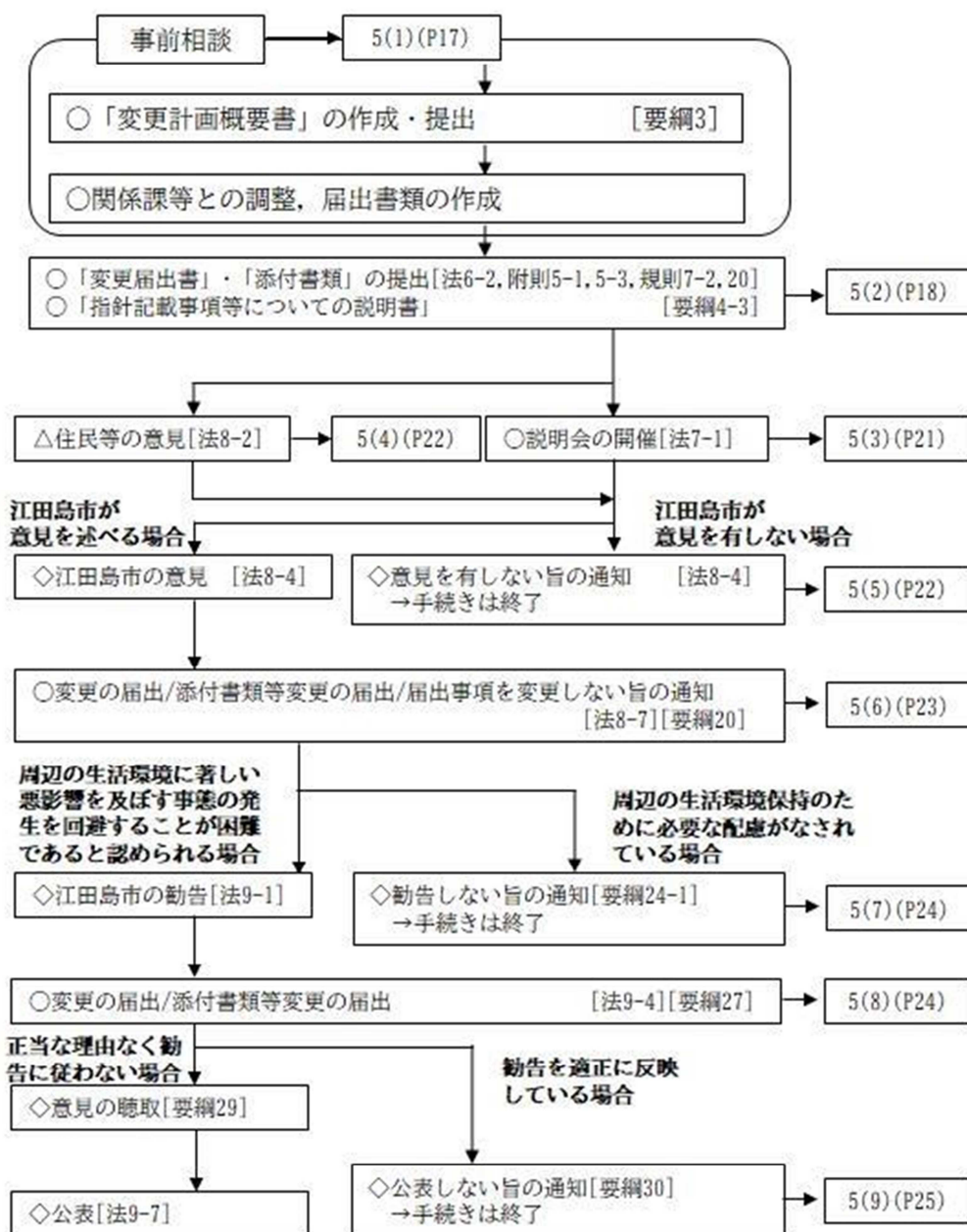
「大型店の施設の配置に関する事項」

「大型店の施設の運営方法に関する事項」の変更が該当します。

大店法第3条により公示済みの既存店舗については，立地法附則の規定が適用されます。

したがって，法施行後に行う最初の変更は，法附則第5条の変更となりますので，5(11)を参照してください。

## 手続きの流れ



(注)○ー大型店設置者が行う手続き／◇ー江田島市が行う手続き／△ーその他の手続き  
※ただし、5(10)に述べる軽微な変更（8か月制限の除外規定）の場合及び説明会を掲示により代えることができる変更の場合は、異なる手続きの流れとなります。

### (1) 事前相談

法に基づく手続きが円滑に行われるよう、事前の相談・協議をお願いしています。

#### ① 「変更計画概要書」の作成 [要綱3]

大型店の店舗に関して、店舗面積や施設の配置・運営方法について、周辺の生活環境に影響が予想される大幅な変更を行う場合は、法に基づく届出事項・添付書類及び指針

に基づく配慮事項等を把握するため、変更計画概要書（以下「概要書」という。）を作成してください。

概要書の各記載項目及び注意点については、様式集の「出店計画概要書及び変更計画概要書の作成について」を参照してください。

概要書は、5部提出してください。

## ② 事前相談

[要綱 3]

概要書提出後は、届出手続きについて提出書類等の確認をさせていただきます。また、必要に応じて、市関係課等において変更計画についての協議・調整をお願いしています。

これは、関連法令・条例等との整合性を図り、手続き途上での計画内容の変更（別途変更の届出・手続きが必要となることがあります。）を可能な限り避けるためのものです。

## ③ 届出を要さない変更について

[法 6-2][規則 7]

法第6条第2項ただし書きの規定による、変更届出書の提出を要さない変更は次のとおりです。

- 大型店を新設する日の「繰り下げ」をする場合
- 大型店内の店舗面積の合計を「減少」させる場合
- 店舗面積の増加で、増加部分の面積が「1割以下」の場合（それまでの届出面積が10,000㎡以下の場合）
- 店舗面積の増加で、「1,000㎡」の増加の場合（それまでの届出面積が10,000㎡以上の場合）
- 駐車場又は駐輪場の収容台数の「増加」をする場合
- 荷さばき施設の面積の「増加」をする場合
- 廃棄物等の保管施設の容量の「増加」をする場合
- 開店時刻の「繰り下げ」又は閉店時刻の「繰り上げ」をする場合
- 災害、工事等により「一時的に」変更を行う場合

※ 法附則第5条第1項（第3項）に基づく変更の場合、上記に該当する場合も届出が必要です。（5(11)大店法に基づいて開店している大型店の手続きについて）参照

## (2) 変更届出書（大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書）

### ① 届出書・添付書類

[法 6-2][法附則 5-1, 3][規則 7-2][規則 20][要綱 4]

変更する事項について様式[規則様式第3][規則様式第8]により届出書を作成してください。

また、届出書には「添付書類」を添付する必要があります。 [法 5-2][法 6-3]

#### ○ 添付書類

法及び規則に基づく「添付書類」の項目のうち、変更となるものを抜き出し、規則第4条第1項第1項から順にまとめ、添付書類を作成してください。どの書類を添付する必要があるかについては次ページに標準的な例[添付書類一覧表]を示してい

ますが、店舗の規模や変更の内容によって変わることがありますので、事前に相談してください。

○ 提出部数

届出書・添付書類の提出部数は、10 部（正本 1 部、写し 9 部）とします。

[要綱 4-2]

○ 変更の制限

「大型店の新設をする日」、「大型店内の店舗面積の合計」、「大型店の施設の配置に関する事項」の変更の場合、届出書提出後 8 か月は届出事項の変更をすることができません。

[法 6-4]

※ 江田島市が法第 6 条第 4 項ただし書きの規定による軽微な変更と認めたものについては、届出書提出後 8 か月を経過しなくとも届出事項の変更を行うことができます。（事前に「軽微変更適用申出書」の提出が必要となります。）（5(10)参照）

② 指針記載事項等についての説明書

[要綱 4]

○ 指針記載事項等についての説明書

大型店の変更計画について、指針に基づく配慮事項等を把握するため「指針記載事項等についての説明書」（以下「説明書」という。）を提出してください。[要綱 4-3]

○ 提出部数

説明書は、10 部の提出をお願いしています。

※ 届出書・添付書類、説明書の各記載項目及び注意点については、様式集の「届出書・添付書類及び指針記載事項等についての説明書の作成について」を参照してください。

※ 届出書の提出後、公告（江田島市役所の掲示板に掲示することにより行います。併せて江田島市のホームページにも掲載します。）及び 4 か月間の縦覧（場所：交流観光課）を行います。

添付書類一覧表

| 添付書類                                                                              | 法<br>6-1<br>の<br>変<br>更 | 法 6-2 の変更 |            |            |             |              |              |            |            |             |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------|------------|------------|-------------|--------------|--------------|------------|------------|-------------|
|                                                                                   |                         | 店舗面積の合計   | 駐車場位置・収容台数 | 駐輪場位置・収容台数 | 荷さばき施設位置・面積 | 廃棄物保管施設位置・面積 | 小売業開店時刻・閉店時刻 | 駐車場利用可能時間帯 | 駐車場出入口数・位置 | 荷さばき作業可能時間帯 |
| ① 法人にあってはその登記事項証明書                                                                | △                       |           |            |            |             |              |              |            |            |             |
| ② 主として販売する物品の種類                                                                   | △                       | ○         |            |            |             |              |              |            |            |             |
| ③ 建物の位置図（建物配置図）                                                                   |                         | ○         | ○          | ○          | ○           |              |              |            | ○          |             |
| その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）                                         |                         | ○         |            |            |             |              |              |            |            |             |
| ④ 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の方向別台数の予測の結果及びその算出根拠                                   |                         | ○         | ○          |            |             |              |              |            |            |             |
| ⑤ 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置をせっているために必要な事項              |                         | ○         | ○          |            |             |              |              |            | ○          |             |
| ⑥ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法                                                           |                         | ○         | ○          |            |             |              |              |            | ○          |             |
| ⑦ 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯                                        |                         | △         |            |            | ○           |              | △            |            |            | ○           |
| ⑧ 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面                                                   |                         | △         | △          |            | △           | △            | △            | △          | △          | △           |
| ⑨ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面                               |                         | △         |            |            |             | △            | ○            |            |            |             |
| ⑩ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠                                            |                         | ○         | ○          |            | ○           | ○            | ○            | ○          | △          | ○           |
| ⑪ 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 |                         | ○         | ○          |            | ○           | ○            | ○            | ○          | ○          | ○           |
| ⑫ 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠                                  |                         | ○         |            |            |             | ○            | △            |            |            |             |

※ ○は、通常必要な書類、△は場合によっては必要な書類

### (3) 説明会の開催

#### ① 説明会の開催方法

[法 7][規則 11-1]

大型店舗設置者は、届出書を提出した日から 2 か月以内に説明会を開催しなければなりません。

説明会の開催方法については、次のとおりです。

|      |                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会場   | 江田島市内で、店舗近辺の相当な人数を収容できる施設にて開催します。(周辺市町がある場合、会場の選定にあたっては、周辺市町住民の参加の便も配慮してください。)           |
| 開催回数 | 原則 1 回の開催ですが、周辺にあたる影響が大きく相当数の方が説明会に参加することが必要と江田島市が認める場合は、3 回を限度として開催日数を指定します。<br>[要綱 10] |

なお、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、江田島市の意見を聴くことができます。  
[法 7-3]

※ 江田島市が軽微な変更と認めたもの (5(10)参照)

※ 江田島市が規則第 11 条第 2 項の規定による説明会を掲示により代えることができる変更と認めたもの (5(10)参照) については、説明会を開催する必要はなく、当該大型店の立地する敷地内の見やすい場所に届出等の要旨を掲示することにより行うことになります。

#### ② 説明会開催の公告

[法 7-2][規則 12][要綱 12]

説明会の開催日の 1 週間前までに、説明会開催の公告を行う必要があります。

|      |                                                                                                                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 方法   | 当該大型店の立地場所から半径 1km 以内で購読され、かつ、時事に関する事項を掲載する当該区域内の概ね半数以上の世帯で購読されている 1 紙又は複数紙の主要な日刊新聞紙に開催の案内を掲載するか、又は、チラシを折り込むことにより行ってください。                                                     |
| 公告内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 当該大型店の名称、所在地</li><li>・ 当該大型店を設置する者、当該大型店において小売業を行う者の氏名又は名称、住所</li><li>・ 変更計画の概要</li><li>・ 開催日時、開催場所</li><li>・ 説明会に関する問い合わせ先</li></ul> |

#### ③ 「説明会実施状況報告書」の作成

[要綱 14]

説明会の開催後、説明会の開催状況をまとめた「説明会実施状況報告書」を作成し、市へ 5 部提出をお願いしています。

##### ○ 記載項目

[要綱様式第 13 号]の各項目に従って実施状況を記載してください。

※ 参考までに、余部があれば、説明会における配付資料を添付してください。

##### ○ 提出時期

説明会終了後、すみやかに (1 週間程度) 提出してください。

#### ④ 説明会を掲示により代えることができる変更の場合

[規則 11-2][要綱 11]

江田島市が規則第 11 条第 2 項の規定により説明会を掲示により代えることができる



と認めた変更については、次の方法による掲示を行うことで説明会の開催に代えることができます。

|      |                                            |
|------|--------------------------------------------|
| 掲示方法 | 店舗敷地内の見やすい場所に「変更届出書・添付書類」及び「説明書」の要旨を掲示します。 |
| 掲示期間 | 変更届出書の縦覧が行われている期間(届出概要の公告の日から4か月間) 掲示します。  |

※ 届出書に併せて「説明会掲示適用申出書」「要綱様式第7号」を5部提出してください。 [5(10)参照]

※ 掲示期間終了後、「説明会に代わる掲示の実施状況報告書」[要綱様式第15号]を作成し、市へ提出をお願いしています。

⑤ 説明会が開催できないとき [法7-4][規則13][要綱13][要綱16]  
規則13条第1項に規定する事由により説明会を開催することができないときは、すみやかに市と協議を行ってください。

※ 別に、「説明会開催不能申出書」[要綱様式第10号]を4部提出してください。

※ 周知が終了した場合には、「説明会に代わる周知状況報告書」[要綱様式第17号]を作成し、市へ提出をお願いしています。

#### (4) 住民等の意見

住民その他、大型店の周辺地域の生活環境保持のために大型店設置者が配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告の日から4か月以内に、江田島市に対して意見を述べるができます。 [法8-2]

意見は、意見書[要綱様式第19号]を江田島市産業部交流観光課あてに持参又は郵送により提出することで行います。 [要綱17]

述べられた意見は、その概要を公告し、公告の日から1か月間縦覧します。[法8-3]

#### (5) 江田島市の意見/意見を有しない旨の通知

江田島市は、変更届出書の提出から8か月以内に、提出された届出書・添付書類・説明書の内容をもとに、住民等の意見(5(4))を考慮し、指針に照らし合わせて、江田島市の意見[法8-4]の有無及び内容の決定をします。 [要綱18-1]

① 江田島市の意見 [法8-4]

江田島市が意見を述べる場合、大型店設置者に市の意見を通知します。[要綱18-1]

江田島市の意見は、概要を公告し、意見内容の縦覧(公告の日から1か月間)が行われます。 [法8-6]

② 意見を有しない旨の通知 [法8-4]

江田島市が意見を有しない場合、大型店設置者に意見を有しない旨を通知します。

[要綱18-1]

江田島市が意見を有しない旨の公告し、通知分の縦覧(公告の日から1か月間)が行

われます。

[要綱 18-2]

- ※ 意見を有しない旨の通知を行った場合、その通知をもって法の手続きは終了し、大型店設置者は、「大規模小売店舗届出書」の提出の日から 8 か月以内であっても大型店を新設（開店）することができます。

[法 8-5]

#### (6) 変更の届出/添付書類等変更の届出/届出事項を変更しない旨の通知

江田島市の意見の通知を受けた場合、大型店設置者は、変更計画が指針の配慮事項を十分反映させたものか再度検討し、次の①から③のいずれかの方法により届出・通知を行います。

##### ○ 提出部数

届出書・通知書・添付書類の提出部数は、20 部（正本 1 部、写し 19 部）とします。

[要綱 19]

##### ○ 変更の制限

届出・通知後 2 か月間は大型店の変更をすることができません。

[法 8-9]

##### ○ 変更に係る部分の説明資料の作成

次の①及び②の届出を行う場合、当該変更内容に係る説明資料を届出に添付してください。

[要綱 19-2, 20]

#### ① 変更の届出

再検討の結果、届出事項（[法 5-1][規則 3]に掲げる各項目）を変更する場合は、「届出事項変更届出書」[規則様式第 5]により届出書を作成し、提出してください。

また、届出事項の変更に伴い添付書類（[規則 4-1]に掲げる各項目）の記載内容が変更となる場合、変更に係る添付書類もあわせて提出してください。

[法 8-8]

- ※ 変更届出書を提出後、届出の概要を公告し、公告の日から 4 か月間縦覧します。

[法 8-8]

#### ② 添付書類等変更の届出

[要綱 20]

再検討の結果、届出事項（[法 5-1][規則 3]に掲げる各項目）を変更せず、添付書類（[規則 4-1]に掲げる各項目）又は説明書（[要綱 4-3]）の記載内容のみを変更する場合は、「市の意見に対する添付書類等変更届」[要綱様式第 23 号]により変更の届出を作成し、変更後の当該添付書類を添えて提出してください。

[要綱 21]

- ※ 「市の意見に対する添付書類等変更届」の提出にあたっては、届出事項を変更しなくても、江田島市の意見の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

- ※ 添付書類等変更の届出は、届出事項の変更とならないため、法の上では「届出事項を変更しない旨の通知」[法 8-7]の扱いとなります。

- ※ 届出の提出後、届出があった旨を公告し、公告の日から 4 か月間縦覧します。

[要綱 22]

#### ③ 届出事項を変更しない旨の通知

[法 8-7][要綱 21]

再検討の結果、届出事項（[法 5-1][規則 3]に掲げる各項目）・添付書類（[規則 4-1]

に掲げる各項目)及び説明書([要綱 4-3])の記載事項のいずれもの項目を変更しない場合は、「届出事項を変更しない旨の通知書」[要綱様式第 24 号]により届出事項を変更しない旨の通知を作成し、提出してください。 [要綱 21-1]

なお、通知書には、届出事項・添付書類・説明書の変更を行わなくとも当該大型店の周辺地域に著しい悪影響を及ぼさないことを証する資料を添付してください。

[要綱 21-2]

※ 「届出事項を変更しない旨の通知」の提出にあたっては、江田島市の意見の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

※ 通知の提出後、通知のあった旨を公告し、公告の日から 4 か月間縦覧します。

[要綱 22]

#### (7) 江田島市の勧告/勧告を有しない旨の通知

江田島市は、5(6)の届出・通知のあった日から 2 か月以内に、提出された届出書・通知書・添付書類・説明書・変更内容に係る説明資料の内容をもとに、指針に照らし合わせて、江田島市の勧告[法 9-1]の有無及び内容の決定をします。 [要綱 24]

##### ① 江田島市の勧告 [法 9-1]

江田島市が勧告を行う場合、大型店設置者にその旨を通知します。 [要綱 24-1]

また、江田島市の勧告は、その内容を公告し、公告の日から 1 か月間縦覧します。  
[法 9-3][要綱 25]

##### ② 勧告しない旨の通知 [要綱 24-1]

江田島市が勧告しない場合、大型店設置者にその旨を通知します。

勧告しない旨の通知を行った場合、その通知をもって法の手続きは終了し、大型店設置者は 5(6)の届出・通知を行った日から 2 か月経過後[法 8-9]に変更内容を実施することができます。

#### (8) 変更の届出/添付書類等変更の届出

江田島市の勧告を受けた場合、大型店設置者は、変更計画が指針の配慮事項を十分反映させたものか再度検討し、次の①・②いずれかの方法により江田島市に対して必要な届出を行います。

##### ○ 提出部数

届出書・添付書類の提出部数は、20 部（正本 1 部、写し 19 部）とします。

[要綱 26]

##### ○ 提出の期限

大型店設置者は、江田島市から勧告の通知を受けた場合、勧告を行った日から 2 か月以内①又は②の届出を行ってください。

2 か月を経過しても届出のない場合は、江田島市の勧告に従う意思がないものとみなし、公表に向けた手続きに入ることになります。 [要綱 24-3]

○ 変更に係る部分の説明書の作成

①又は②の届出を行う場合、当該変更内容に係る説明資料を届出に添付して、20部提出してください。 [要綱 26-2, 27-2]

① 変更の届出 [法 9-4]

再検討結果、届出事項（[法 5-1][規則 3]に掲げる各項目）を変更する場合は、「届出事項変更届出書」[規則様式第 6]を作成し、提出してください。

また、届出事項の変更に伴い添付書類（[規則 4-1]に掲げる各項目）の記載内容が変更となる場合、変更に係る添付書類もあわせて提出してください。 [法 9-5]

※ 変更の届出の提出後、届出の概要を公告し、公告の日から 4 か月間縦覧を行います。 [法 9-5]

② 添付書類等変更の届出 [要綱 27]

再検討の結果、届出事項（[法 5-1][規則 3]に掲げる各項目）を変更せず、添付書類（[規則 4-1]に掲げる各項目）又は説明書（[要綱 4-3]）記載内容のみを変更する場合は、「勧告に対する添付書類等変更届」[要綱様式第 29 号]を作成し、変更後の当該添付書類等を添えて提出してください。

※ 「勧告に対する添付書類等変更届」の提出にあたっては、届出事項を変更しなくても、江田島市の勧告の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

※ 届出の提出後、届出があった旨を公告し、公告の日から 4 か月間縦覧します。 [要綱 28]

## (9) 公表/公表しない旨の通知

江田島市は、提出された 5(8)の届出書（添付書類等変更の届出書を含みます）・添付書類・説明書の内容をもとに、江田島市の勧告[法 9-1]を適正に反映しているかどうか審査を行い、公表の有無を決定します。

① 公表しない旨の通知

5(8)の届出の内容が江田島市の勧告を適正に反映している場合等公表する必要がないと決定したときは、大型店設置者に公表しない旨を通知します。

公表しない旨の通知を行った場合、その通知をもって法の手続きは終了します。

② 公表

○ 意見の聴取

5(8)の届出の内容が江田島市の勧告を適正に反映していない場合、又は 5(8)の届出を行わないなどにより江田島市の勧告に従わない場合、大型店設置者に対して書面により意見の聴取を行います。意見の聴取を行う旨の通知を受けたときにはすみやかに（回答期限を設けた場合は期限までに）回答してください。

※ 大型店設置者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、大型店設置者が所在不明で意見聴取の通知ができないときは、意見聴取を行わないこともあります。

○ 公表の決定

江田島市は、5(8)の届出の内容や意見聴取の結果をもとに、勧告に従わない旨の公表[法 9-7]の有無を決定します。

江田島市による公表は、江田島市役所の掲示板に掲示することにより行います。併せて江田島市のホームページにも掲載します。 [要綱 31-1]

江田島市が公表を行った場合、大型店設置者に公表を行った旨を通知します。 [要綱 31-2]

#### (10) 軽微な変更/説明会を掲示により代えることができる変更について

大型店の周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどない変更については、法に基づく手続きを軽減する規定があります。

##### ○ 軽微な変更

法第 6 条第 4 項「当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない。」の除外規定

- ・ 対象：一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと市が認めるもの [規則 8, 規則附則 2]

##### ○ 説明会を掲示により代えることができる変更

説明会を、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行う規定です。

- ・ 対象：大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどなく、説明会を開催する必要があると市が認めるもの。 [規則 11-2]

#### ① 軽微な変更、説明会を掲示により代えることができる変更手続き内容

江田島市が軽微な変更又は説明会を掲示により代えることができると変更と認めた場合、届出後の手続き内容は次のとおりとなります。

|                            | 通常の手続き | 軽微変更の手続き | 説明会不要の手続き |
|----------------------------|--------|----------|-----------|
| 8 か月制限 [法 6-4]             | あり     | なし       | あり        |
| 説明会の開催 (5(3))              | 開催     | 不要       | 掲示        |
| 住民等の意見 (5(4))              | あり     | あり       | あり        |
| 江田島市の意見・意見を有しない旨の通知 (5(5)) | あり     | なし       | あり        |
| 江田島市の意見以降の手続き              | あり     | なし       | あり        |

#### ② 軽微な変更の認定手続き [規則 8] [要綱 8]

軽微な変更として手続きを行うには、江田島市が軽微な変更として認める手続きが必要です。

##### ○ 軽微変更適用申出書

軽微な変更として変更の手続きを行おうとするときは、法第 6 条第 2 項の規定による変更届出書に併せて「軽微変更適用申出書[要綱様式第 2 号]」を 4 部提出してく

ださい。[要綱 8-1, 8-3]

- ※ 軽微変更適用申出書の提出にあたり、申出書にその変更が「軽微な変更である」ことを証する資料を 4 部添付してください。[要綱 8-2]

- 軽微変更適用承認・不承認の通知

江田島市は、上記の内容を審査し、申出があった日から 1 か月以内に軽微な変更該当すると認める（認めない）ことに決定し、軽微変更適用についての承認・不承認通知書により大型設置者に通知します。[要綱 8-4]

軽微な変更として認めた場合、法第 6 条第 2 項の規定による変更届出書を「軽微な変更」として取り扱います。

また、軽微な変更として認めない場合、大型店の設置者は通常の変更手続きが必要となります。

- ③ 説明会を掲示により代えることができる変更の認定手続き [要綱 11]

説明会を掲示により代えることができる変更として手続きを行うには、江田島市が説明会を掲示により代えることができる変更として認めるための手続きが必要です。

- 説明会掲示適用申出書

説明会を掲示により代えることができる変更として変更の手続きを行おうとするときは、法第 6 条第 2 項の規定による変更届出書に併せて「説明会掲示適用申出書[要綱様式第 7 号]」を 4 部提出してください。[要綱 11-1, 11-3]

- ※ 説明会掲示適用申出書の提出にあたり、申出書にその変更が「説明会を掲示により代えることができる（周辺の生活環境に与える影響がほとんどない）」ことを証する資料を 4 部添付してください。[要綱 11-2]

- 説明会掲示適用承認・不承認の通知

江田島市は、上記の内容を審査し、申出のあった日から 1 か月以内に説明会を掲示により代えることができる変更該当すると認める（認めない）ことに決定し、説明会掲示適用についての承認・不承認通知書により大型店設置者に通知します。

[要綱 11-4]

説明会を掲示により代えることができる変更として認めた場合、法第 6 条第 2 項の規定による変更届出書を「説明会を掲示により代えることができる変更」として取り扱い、掲示により説明会の開催を代えることができます。（掲示の方法については 5(3)P21 参照）。

また、説明会を掲示により代えることができる変更として認めない場合、大型店設置者は通常の説明会を開催することになります。

- 説明会に代わる掲示の実施状況報告書

掲示期間終了後、「説明会に代わる掲示の実施状況報告書[要綱様式第 15 号]」を作成し、市へ提出してください。[要綱 15]

(11) 大店法に基づいて開店している大型店の手続きについて

「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（大店法）」に基づく届出後、大店法第3条第2項により公示され調整が終了した店舗で、法施行時に既に既に開店している店舗及び平成13年1月末までに開店・増床などの変更を行った大型店（以下「既存店」と呼びます。）が最初に行う変更の手続きは、次のとおりです。 [法附則5-1][法附則5-3]

① 法に基づく手続きが必要となる変更

大店法に基づく開店・変更後、次の変更を行おうとするときには、法附則第5条第1項（法附則第5条第3項の規定により準用する場合を含みます。）の規定に基づく届出・手続きが必要です。

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| ■ 大型店内の店舗面積の合計                     | [法5-1(4)] |
| ■ 大型店の施設の配置に関する事項                  | [法5-1(5)] |
| ・ 駐車場の位置及び収容台数 ・ 駐輪場の位置及び収容台数      | [規則3]     |
| ・ 荷さばき施設の位置及び面積 ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 |           |
| ■ 大型店の施設の運営方法に関する事項                | [法5-1(6)] |
| ・ 大型店において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻        | [規則3]     |
| ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯             |           |
| ・ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置                |           |
| ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯       |           |

- 開店済みの既存店が法施行日（平成12年6月1日）以降に行う最初の変更について [法附則5-1 本文]

法第5条第1項第4号～第6号の事項（前枠の事項）を初めて変更する場合には、事前（第4号及び第5号の変更については8か月前まで）に届出が必要です。

- 開店済みの既存店が法施行後8か月以内に施行時の面積を超える変更を行う場合 [法附則5-1 括弧書き]

大店法により提出された店舗面積の増加を伴うテナントの入店や店舗面積の増加についての届出等（大店法第5条第1項、第6条第1項又は同条第2項の届出）の内容が法の施行後8か月以内（平成13年1月31日まで）に、実施された場合には、これらの増加した店舗面積での営業の開始以後に、法第5条第4号～第6号の事項（前枠内の事項）を初めて変更するときに、法による届出が必要となります。

- 大店法で公示済みの既存店で、施行後8か月以内に開店した店舗の取扱について [法附則5-3]

法第5条第4号～第6号の事項（前ページの枠内の事項）を初めて変更するときには、法による届出が必要となります。 [法附則5-3]

※ 既存店については、法附則第5条第1項(第3項)の規定に基づく届出を行った時点で法の枠組みに組み込まれるため、届出を要さない変更（5(1)参照）の場合であっても届出が必要です。

※ 「大型店の名称・所在地（住居表示変更等によるもの）」、「大型店の設置者・小売業の名称、住所、代表者氏名（法人の場合）」の変更のみを行おうとする場合、法に基づく届出の必要はありません。

② 届出項目/概要書・説明書の記載項目

法附則第5条第1項(第3項)の規定に基づく変更の届出の際、変更しようとする項目のほか、法第5条第1項第1号、第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項で変更しない項目についても届出を行うことになっています。 [法附則 5-1]

③ 手続きの流れ

法附則第5条第1項(第3項)の規定に基づく変更の届出は、法第6条第2項の規定による届出とみなされます。 [法附則 5-4]

このため、変更の手続きは、「法第6条第2項の規定に基づく変更の手続き」と同様の流れで手続きを行うことになります。

※ 法附則第5条第1項(第3項)の規定に基づく変更の届出の場合においても、概要書・説明書の作成をお願いしています。(5(1)参照)

※ 法附則第5条第1項(第3項)の規定に基づく変更の届出のうち、変更事項以外の事項については説明会、住民等の意見等一連の手続きの対象となりません。[法附則 5-5]

④ 法附則第5条第1項(第3項)に基づく変更後に届出事項の変更を行おうとするとき

法附則第5条第1項(第3項)に基づく変更の手続き・変更を行った後、届出事項の変更を行おうとするときには、法第6条第1項又は第2項の規定による手続きを行うことになります。



## 6 その他手続き（大規模小売店舗の廃止・承継）を行うとき

※ 廃止届：「大型店の店舗面積を 1,000 ㎡以下に減少する場合」の変更が該当します。

※ 承継届：「大型店の譲渡，相続，合併又は分割があった場合」が該当します。

### (1) 大規模小売店舗の廃止の手続き

大規模小売店舗廃止届出

[法 6-5][規則 9]

大規模小売店舗廃止届出書

届出書の様式[規則様式第 4]に従って届出書を作成してください。

○ 提出部数

[要綱 9]

届出書の提出部数は，2 部（正本 1 部，写し 1 部）とします。

○ 提出時期

事前に届出を行ってください。

※ 届出の公告をもって手続きは終了します。

### (2) 承継の手続き

承継届出

[法 11-3][規則 19]

承継届出書

届出書の様式[規則様式第 7]に従って届出書を作成してください。

○ 添付書類

譲渡，相続，合併又は分割の事実を証明する書類を添付してください。

○ 提出部数

[要綱 32]

届出書等の提出部数は，2 部（正本 1 部，写し 1 部）とします。

○ 提出時期

承継があった場合，遅滞なく届出を行ってください。

※ 届出をもって手続きは終了します。